

ラジオ広報（基準収入額適用申請） 7/3（金）放送

アナ	皆さま、こんにちは。長寿医療ひとくちメモのお時間です。 昨日は、限度額適用・標準負担額減額認定の手続きについてお話を伺いましたが、今日は基準収入額適用申請について、栃木県後期高齢者医療広域連合の〇〇さんに伺いたいと思います。〇〇さん、よろしくお願いします。
〇〇	はい、よろしくお願いします。
アナ	早速ですが、〇〇さん。この基準収入額適用申請、というのも耳慣れない言葉ですが、具体的には、どのようなことなんでしょうか。
〇〇	はい。長寿医療制度では、病院などにかかった場合、窓口で、現役並みの所得がある方の場合は3割を負担していただき、それ以外の方は1割を負担していただく仕組みとなっています。この基準収入額適用申請というのは、現役並みの所得がある方の場合、原則は3割負担ですが、一定の収入額に満たない方にこの申請を行っていただければ、窓口負担が1割で済むというものです。
アナ	申請を行うことで、3割負担から、1割負担になるわけですね。それでは、現役並み所得者とは、どのような方をいうのですか。
〇〇	現役並み所得者とは、課税所得が145万円以上ある被保険者、また、同じ世帯に長寿医療の被保険者がいる場合に、その方の課税所得が145万円以上であれば現役並み所得者となります。
アナ	それでは、この基準収入額適用申請ができる、一定の収入額に満たない被保険者とは、どのような方なのですか
〇〇	一定の収入額に満たない被保険者とは、課税所得145万円以上であっても、被保険者が一人世帯であって、収入が383万円未満である場合と、被保険者が二人以上の世帯で合計収入が520万円未満である場合があります。
アナ	わかりました。該当になりそうな方々へ、何かお知らせというのはあるのでしょうか。
〇〇	はい、該当になりそうな方々へは、市や町の長寿医療担当から基準収入額適用申請のお知らせを送付しています。これを、新たに長寿医療の被保険者になられる方には誕生日の前月に、また、8月1日の保険証の一斉更新の際には、7月中に通知が葉書で届く予定です。
アナ	通知が来た場合、どこで申請の手続きをすればよいのですか。
〇〇	お住まいの、市や町の長寿医療担当窓口で申請ください。
アナ	この番組についてのお問い合わせは、 栃木県後期高齢者医療広域連合 電話028-627-6805 までお願いいたします。来週月曜日は、健康診査について伺います。 〇〇さん、今日はありがとうございました。
〇〇	ありがとうございました。